(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程(平成21年医学部規程第1-1号) 第7条の規定に基づき、大分大学医学部就職委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は, 医学部学生及び卒業生(以下「学生」という。)の就職に関する事項を審議し, その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 学生の就職指導に関すること。
  - (2) 学生の就職先の開拓に関すること。
  - (3) その他学生の就職に関すること。

(構成)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
  - (1) 就職委員長
  - (2) 医学科の教授, 准教授又は講師 3人
  - (3) 看護学科の教授, 准教授又は講師 1人
  - (4) 先進医療科学科の教授、准教授又は講師 1人
  - (5) 医学・病院事務部学務課長
- 2 前項第2号から第4号までの委員は、学部長が任命する。

(任期)

- 第5条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、就職委員長をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会は、特定の事項を調査・検討するため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(姓目门)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定め

附 則(平成21年医学部細則第3-7号)

- 1 この細則は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第4条第1項第2号及び第3号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部就職委員会規程(平成16年医学部規程第3-8号)は廃止する。

附 則(平成24年医学部細則第3-10号) この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和5年医学部細則第3-4号) この細則は,令和5年4月1日から施行する。